

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 住民福祉課・住民福祉係

個人情報ファイルの名称	戸籍簿・除籍簿・改正原戸籍簿	
行政機関等の名称	朝日村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民福祉課 住民福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務	
記録項目	〔戸籍法第9条及び第13条に規定されている事項〕 1 本籍、2 筆頭者、3 氏名、4 出生の年月日、5 戸籍に入った原因及び年月日、6 実父母の氏名及び養親との続柄、7 夫婦については、夫又は妻である旨、8 他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示、9 その他法務省令で定める事項	
記録範囲	朝日村に本籍を有する者及び除籍者、戸籍の事件本人及び届出人	
記録情報の収集方法	事件本人又は届出人、裁判所、在外公館、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務局、他市町村（戸籍審査等による照会）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）朝日役場 総務課	
	（所在地）〒390-1188 朝日村大字古見 1555 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年2月9日